

紋別市訪問型サービス(独自)サービスコード表【A2】

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	算定項目		算定単位	単位数
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1月につき	1,176
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1日につき	39
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1月につき	2,349
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1日につき	77
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1月につき	3,727
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1日につき	123
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1月4回まで	1回につき	268
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)1月5~8回まで	1回につき	272
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)1月9~12回まで	1回につき	287
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	1回につき	167
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ト 初回加算		200単位加算	1月につき 200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	1月につき 100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	1月につき 200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	1月につき
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	1月につき
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	1月につき
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	1月につき
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定の単位の1/1000	1月につき

※令和3年4月サービス提供分より適用

紋別市通所型サービス(独自)サービスコード表[A6]

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	算定項目		算定単位	単位数
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)			
A6	1112	通所型サービス1日割	事業対象者・要支援1		1,672単位	1月につき 1,672
A6	1121	通所型サービス2	事業対象者・要支援2		55単位	1日につき 55
A6	1122	通所型サービス2日割			3,428単位	1月につき 3,428
A6	1113	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		113単位	1日につき 113
A6	1123	通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		384単位	1回につき 384
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業対象者・要支援1		376単位減算	1月につき -376
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	事業対象者・要支援2		752単位減算	1月につき -752
A6	1213	通所型サービス1回数・同一	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		290単位	1回につき 290
A6	1223	通所型サービス2回数・同一	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		301単位	1回につき 301
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	1月につき 100
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	1月につき 225
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	1月につき 240
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	1月につき 50
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		200単位加算	1月につき 200
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		150単位加算	1月につき 150
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	1月につき 160
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算 1月につき 480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算 1月につき 480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算 1月につき 480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算 1月につき 700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	1月につき 120
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	ヌ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算 1月につき 88
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 176単位加算 1月につき 176	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算 1月につき 72
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 144単位加算 1月につき 144	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算 1月につき 24
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 48単位加算 1月につき 48	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算 1月につき 100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 1月につき 200
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2			運動機能向上連携加算を算定している場合	100単位加算 1月につき 100
A6	6200	通所型サービス栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算 1回につき 20
A6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算 1回につき 5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヰ 科学的介護推進体制加算			40単位加算 1月につき 40
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算 1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算 1月につき
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算 1月につき
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算 1月につき
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算 1月につき
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算 1月につき
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算 1月につき
A6	8310	通所型サービス令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定の単位の1/1000加算	1月につき

定員超過の場合

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	算定項目			算定単位	単位数	
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1月につき	1,170
A6	8002	通所型サービス1日割・定超		事業対象者・要支援2	55単位		1日につき	39
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援1	3,428単位		1月につき	2,400
A6	8012	通所型サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	113単位		1日につき	79
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		1回につき	269
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位		1回につき	277

看護・介護職員が欠員の場合

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	算定項目			算定単位	単位数	
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1月につき	1,170
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援2	55単位		1日につき	39
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援1	3,428単位		1月につき	2,400
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	113単位		1日につき	79
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		1回につき	269
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位		1回につき	277

※令和3年4月サービス提供分より適用

紋別市介護予防ケアマネジメントコード表【AF】

サービス 種類コード	サービス 項目コード	サービス内容略称	算定項目			算定単位	単位数
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費A	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 438単位	1月につき	438
AF	1002	介護予防ケアA初回加算		ロ 初回加算	事業対象者・要支援1・2 300単位加算		
AF	1004	介護予防ケアA委託連携加算		ニ 委託連携加算	事業対象者・要支援1・2 300単位加算	1月につき	300
AF	3001	新型コロナウイルス感染症への対応		介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの上乗せ分	所定の単位数の1/1000加算	1月につき	

※令和3年4月サービス提供分より適用